

令和2年4月1日から私債権に対する遅延損害金を徴収します

市では、橋本市債権管理条例を改正し、私債権に対する「遅延損害金」を徴収することになりました。令和2年4月1日以降に支払期限が到来する私債権については、期限までにお支払いがないと、「遅延損害金」を徴収することになります。

ただし、他の法令や条例などにより特別の定めがある場合や、契約などで特段の定めがある場合を除きます。**【総務課】**



私債権とは

水道料金、学校給食費、市営住宅使用料などのように市民の皆さんと市が対等の立場で結んだ契約や申し込みにより発生する費用を、「私債権」といいます。

また、下水道使用料や保育料（利用者負担額）のように行政サービスの対価としての使用料などを「公債権」といいます。

どちらも、市がよりよいサービスを提供していくために、必要で大事な債権です。

支払われない場合は

使用料などが支払い期限までに支払われない場合は、督促状を発送します。それでも支払われないと、裁判所を通じて強制執行の手続きをとる場合があります。

遅延損害金の計算方法

●橋本市債権管理条例による計算

$$\text{使用料}^{\ast 1} \times \text{年}3\%^{\ast 2} \times \text{日数}^{\ast 3} / 365 = \text{遅延損害金}$$

- ※1 2,000円以上を対象とし、1,000円未満の端数を切り捨て
- ※2 民法第404条に規定する割合（率は3年に一度変更されます）
- ※3 支払期限の翌日から支払った日までの日数

●算出した遅延損害金の端数処理

- ・算出額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て
- ・算出額が1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨て



計算例

使用料：100,500円、支払期限：令和2年4月30日、支払日：令和2年10月28日

$$100,000 \text{円} \times 3\% \times 181 \text{日} / 365 = 1,487 \text{円} \Rightarrow \underline{1,400 \text{円}}$$

支払いが困難な人は

やむを得ない事情などにより、期限内の支払いが困難な人は、各債権の担当課へ早めにご相談ください。

市としての取組み

市では、原則として裁判所による回収手続きが必要な私債権などについては、徴収が困難な案件を各債権担当課から総務課に引継ぎ、徴収および管理することとしています。

また、市民サービスの向上、市の財源確保、市民負担の公平性を図るため、債権回収対策本部を置き、全庁的な債権回収の取組みとして、債権の適正な管理、滞納の未然防止、債権回収の強化などに取り組んでいます。

●問い合わせ 総務課 ☎33-6110

はしもと出前講座を始めます

市では、市民協働・市民参画の推進のため、市民の皆さんに市政全般への関心を高めていただき、市政について広く知ってもらえるように「はしもと出前講座」を開催します。**【政策企画課】**



はしもと出前講座とは

市民の皆さんに市政全般への関心を高めていただけるよう、市政の各分野について説明などを行うものです。市民の皆さんから依頼を受け、市職員が講師として指定された地域へ出張します。
※質問・意見はお受けしますが、苦情や陳情はお受けできませんのでご了承ください。

対象

市内に在住・在勤・在学の団体やグループまたは市内で活動する団体（概ね10人以上）
※営利目的の団体や企業、政治団体、宗教団体、反社会的勢力と関係のある団体を除きます。

実施可能日時

講座ごとに設定しています。詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。
※講座時間は質疑応答を含めて30分～90分程度を予定しています。

開催場所

市内の会場（個人住宅を除く）を申込者が準備してください。また、会場使用料などが発生する場合は、申込者負担となります。
※会場の準備、後片付けなどはすべて申込者が行なってください。

費用

無料
※講座内容によって材料費などの実費が必要となる場合があります。
※講座の資料は市が用意します。

申込開始日

10月1日(火)
※講座の実施日は、11月1日(金)以降となります。

申込方法

実施希望日の30日から90日前に、政策企画課で配布している申込書（市ホームページからも入手可）に必要事項を記入し、政策企画課へ直接お持ちいただくか、郵送、ファクス、Eメールで申し込んでください。

申し込み・問い合わせ

〒648-8585（住所記入不要）
橋本市 総合政策部 政策企画課
☎33-1576 ファクス33-1665
Eメール kikakhsy@city.hashimoto.lg.jp



◀はしもと出前講座ページの携帯電話用二次元コード



講座メニュー

講座メニューの一部を紹介します。詳しくは市ホームページをご確認ください。

- 橋本市の行政運営について
- 乗って残そう公共交通
- 人権出前講座
～人権を尊重する社会を目指して～
- マイナンバーカードの申請・受取りについて
- 橋本市の財政状況について
- 介護保険制度の概要
- こども課の子育て支援について
（のびのび教室の役割）
- 橋本市の空家等対策について
- ごみ減量化について
- 橋本市の水道事業財政について